

○富津市消防委員会条例

---

富津市消防委員会条例

昭和46年 4 月 25 日

条例第64号

〔注〕平成22年 5 月から改正経過を注記した。

改正 昭和46年 8 月 24 日 条例第80号 昭和58年 6 月 25 日 条例第29号

平成22年 5 月 10 日 条例第10号

(設置)

第 1 条 本市における消防行政の円滑な運営を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の 4 第 3 項の規定に基づき、富津市消防委員会（以下「委員会」という。）を置く。

一部改正〔平成22年条例10号〕

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を調査、審議し、その結果を市長に答申する。

- (1) 消防に関する重要事項に関すること。
- (2) 消防団員の服務及び待遇に関すること。

一部改正〔平成22年条例10号〕

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 9 人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める委員を市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員 3 人
- (2) 消防関係者 3 人
- (3) 学識経験者 3 人

一部改正〔平成22年条例10号〕

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、その職にあるため委員となった者の任期は、その在職期間とする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

一部改正〔平成22年条例10号〕

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

追加〔平成22年条例10号〕

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

一部改正〔平成22年条例10号〕

(報酬及び費用弁償)

第7条 委員の報酬及び費用弁償の支給は、非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和46年富津市条例第23号)の定めるところによる。

追加〔平成22年条例10号〕

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、消防本部において行う。

全部改正〔平成22年条例10号〕

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成22年条例10号〕

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和46年条例第80号抄)

1 この条例は、昭和46年9月1日から施行する。

附 則(昭和58年条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。